

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給金交付要綱(平成21年4月1日副市長決裁。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前提出書類)

第2条 利子補給金の交付を受けようとする者は、経済変動対策貸付資金の借り受け後、30日以内に次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事前提出書(第1号様式)
- (2) 信用保証書又は信用保証決定のお知らせの写し
- (3) 金銭消費貸借書(融資契約書)の写し
- (4) 返済予定表の写し
- (5) 個人(法人)情報の取扱に関する同意書(第2号様式)

(変更の届出)

第3条 利子補給金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届書(第3号様式)により届けるものとする。

- (1) 住所又は氏名(法人に当たっては、所在地、名称又は代表者名)に変更があったとき。
- (2) 経済変動対策貸付資金の融資条件に変更があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月27日から施行する。